

5 類感染症への移行に伴う感染症対策の改訂ポイント

1 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

(1) 平時

- 健康観察、適切な換気、手洗い等の対策を引き続き実施する。
 - ※ これ以外に特段の感染症対策を講じる必要はない。
- マスクの着用を求めないことを基本とする。また、給食等の食事をとる場面における「黙食」は必要ない。

(2) 感染流行時

- 活動場面に応じて、次のような措置を一時的に講じる。
 - ・「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控える。
 - ・触れ合わない程度の身体的距離を確保する。

2 出席停止及び臨時休業の措置について

※ 詳細は、「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」を参照

(1) 出席停止

- 感染が確認された者の出席停止の期間は、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでを基準とする。
- 出席停止の解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨する。
- 濃厚接触者の特定は行われなくなるため、同居の家族が感染していても、本人の感染が確認されていない場合は、直ちに出席停止とする必要はない。

(2) 臨時休業

児童生徒の学びの保障の観点等に留意しつつ、必要な範囲、期間において機動的に対応する。

3 令和5年5月8日から適用